

⑯ 一般区域(景観計画重点地区以外)

1 対象エリア

景観計画重点地区を除く、広島市全域とします。

2 景観形成の方針

中国山地へとつながる山地や丘陵地、河口部のデルタ及びそれを形づくる河川などの地形特性をはじめ、デルタ市街地やデルタ周辺部、さらにその周辺の田園地域など、異なる景観の特性を持つ地域の特性に応じて、周辺の街並み等と調和した良好な景観を形成します。

また、絵下山や比治山、黄金山など、市域を広く眺望できる場所については、その場の特性を生かし市民の憩いの場とともに、観光振興にも寄与するよう眺望場所としての環境整備に取り組みます。

景観形成の方針

- ア デルタ市街地においては、生き生きとした地域の表情づくりを進めるとともに、水や緑に親しめる市街地景観を形成します。
- イ デルタ周辺部においては、古くからの住宅団地など親しみのある地域の表情づくりを進めるとともに、自然環境と調和した良好な市街地景観を形成します。
- ウ 田園地域においては、実り豊かな田園風景を形成するとともに、豊かな自然に抱かれた良好な景観を形成します。
- エ 島しょ部においては、瀬戸内海を彩る豊かな自然を保全するとともに、美しい自然環境との調和や地域の活性化を促す良好な景観を形成します。
- オ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種類	規模
建築物の建築等		(1)高さ13メートル（‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地’に係る建築物等にあっては、高さ7メートル）を超えるもの (2)建築（築造）面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「5 高さの最高限度の基準」に定める高さ'から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て (4)原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面（建築物の屋上部分等に設置する工作物にあっては、工作物の下端）が標高430mを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て
工作物1（表1）の建設等	新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の1の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分（陸屋根の防水措置に係る部分を除く。）の面積が2分の1を超えるもの）	

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

注：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアは、「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照。

注：阿武山の範囲は、「6 良好的な景観の形成のための基準」に示す「本基準における阿武山の範囲」と同様とする。

（表1）

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗お並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	配置低層階緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。
		敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
		駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
		塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	形態の基準	外観	その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。
		壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。
		塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。
		屋外階段	できるだけ通りから直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。
		仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。
		室外機、壁面設備	室外機は原則床置きとして、通りからできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。
		バルコニーの洗濯物	通りから、洗濯物等ができるだけ見えないよう工夫する。
		*ガラス面の広告	通りから見える位置には、原則、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。
		テレビアンテナ等	できるだけ景観上影響の少ない位置に設置する。
色彩の基準	基本	基調色 ^{※1} 、補助色 ^{※2} 、強調色 ^{※3} 、屋根色 ^{※4} のうち必要なものをマンセル表色系による定量的な基準として設定する。	
		なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
	外壁	基調色	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。
			0R~5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R~5Yの色相：明度8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下
	屋根色	補助色、強調色	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮するとともに、彩度が6を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
		屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。	
			全ての色相：彩度6以下
その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

工作物1	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。
	色彩の基準	共通		建築物の色彩の基準を準用する。
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

注1：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

注2：「3 届出対象行為」に示す建築物の建築等及び工作物1の建設等に係る規模で(3)又は(4)に該当するもののうち、(1)又は(2)に該当しないものについては、形態意匠の基準の適用外です。

一般区域 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

本市を特徴づける川や海、緑などの自然環境との調和を図りながら、市民や*事業者と協力して形成してきた風格のある街並みを継承するため、暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

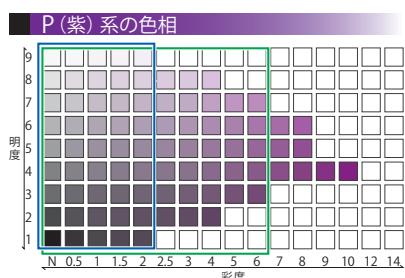
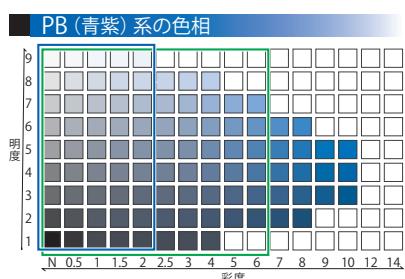
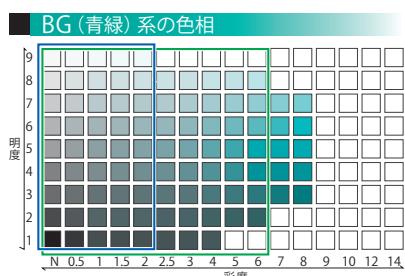
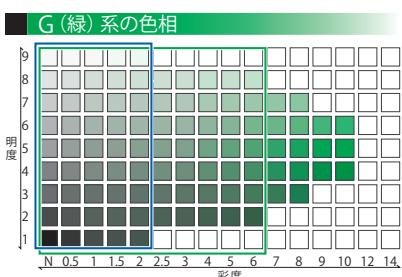
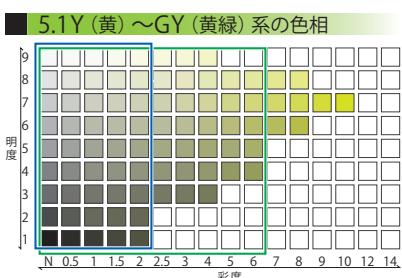
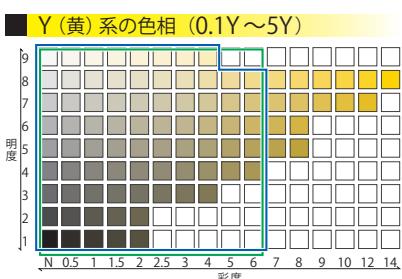
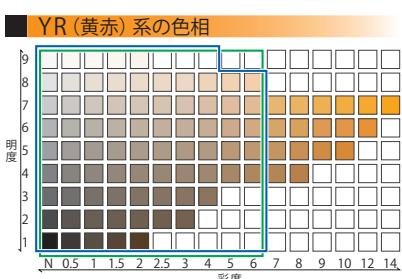
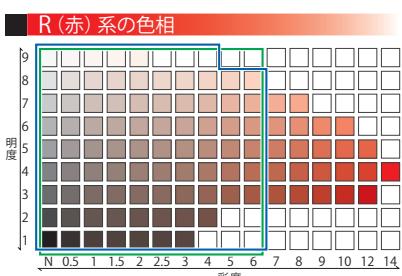
2 極端色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとします。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			8以下	6以下	
	上記以外	—	—	2以下	
補助色・強調色		できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	



5 高さの最高限度の基準

対象物	高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号口)	
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。
	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]
	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



一般区域と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準

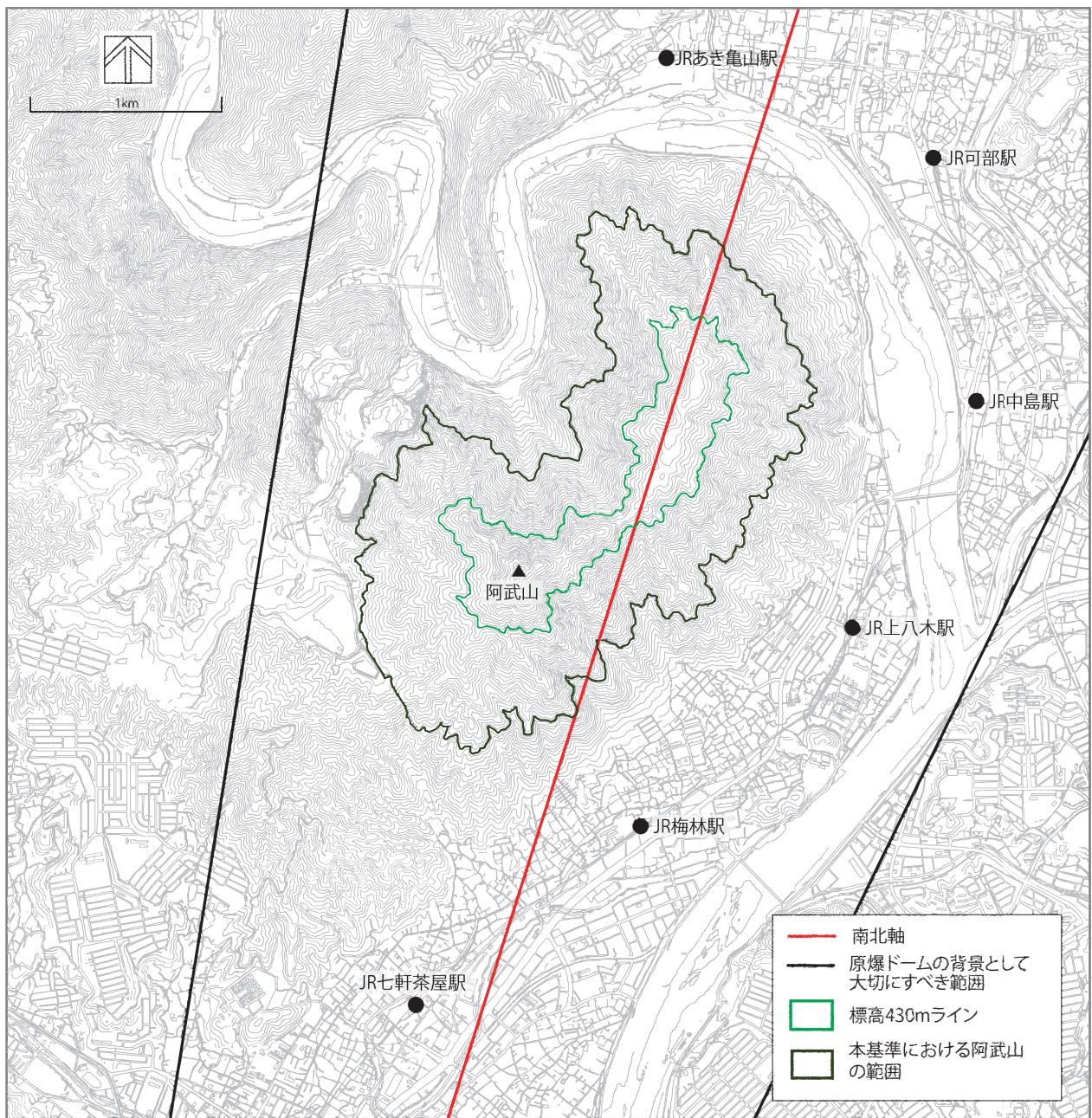
対象物	良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・形状	原爆ドームの背景となる阿武山 ^{※1} においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼす建築物及び工作物は建設しない。
照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※3} 及び原爆ドームの背景となる阿武山 ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 本基準における阿武山の範囲は、阿武山の標高230mを超える範囲を基本に、以下の図に示すとおりとする。

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿:「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物などの眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

※3 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア:「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照)

注:市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。



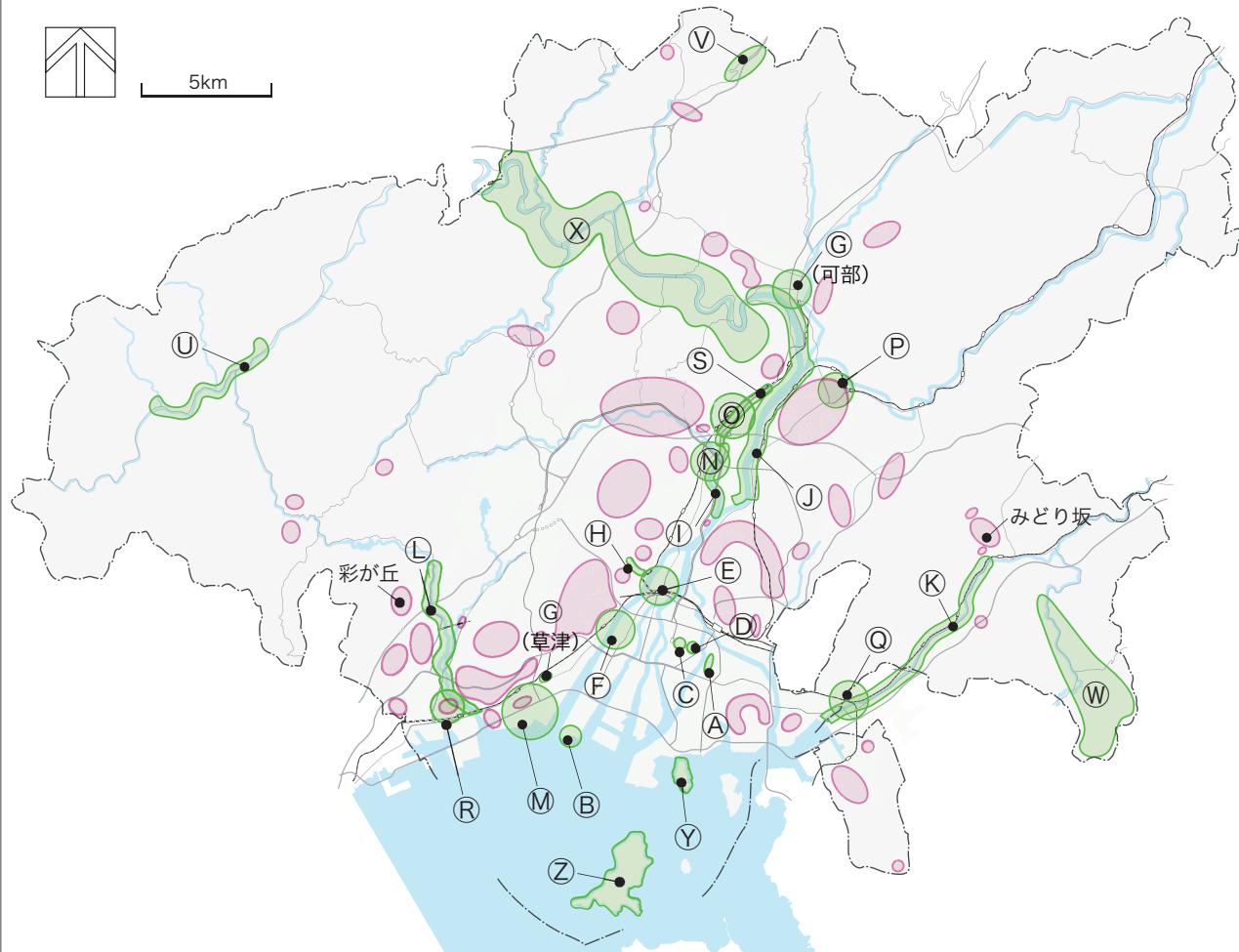
形態意匠の基準による規制・誘導イメージについては、48ページ、49ページを参考にしてください。

また、36ページで例示した、一般区域のうち特徴ある景観を有する地区については、以下に配置及び景観づくりの方向性を示します。

- 例示地区（Ⓐ～Ⓑ、Ⓛ～Ｚ）※1
- 例示地区（Ⓣ）※2



5km



※1 概ねのエリアを示すものであり、このエリアに限定するものではありません。

※2 開発面積5ヘクタール以上の住宅団地を一例として示すものであり、このエリアに限定するものではありません。

一般区域において例示した地区の位置図

〈一般区域のうち特徴ある景観を有する例示地区における地区の特性と景観づくりの方向性〉

ア デルタ市街地

比治山公園地区

比治山は、平和大通りから東を見たときに多くの人々の視線が注がれる対象（アイ・ストップ）であるとともに、比治山からは市街地を広く眺望できることから、その視点場としての特性を踏まえながら、現代美術館等を擁する芸術公園として、市民や観光客に親しまれる景観づくりを進める地区

Ⓐ



比治山と平和大通り



比治山公園

観音マリーナ地区

人工海浜やマリーナのほか、広域集客が見込まれる複合的な大規模集客施設が整備されており、ウォーターフロントに立地する非日常的なアミューズメント機能などを生かした新たな観光拠点にふさわしい景観づくりを進める地区

Ⓑ



観音マリーナ



マリーナホップ

都心商店街地区

本通りや並木通り、じぞう通り等の沿道やその周辺、紙屋町地下街には、商業機能が集積しており、さらなる商業機能の充実や*回遊性の向上を図り、にぎわいと活気のある*都心にふさわしい景観づくりを進める地区

Ⓒ



並木通りの夜景



じぞう通りの夜景

流川・薬研堀地区

中四国地方最大の歓楽街であり、飲食店などが集積し多くの人でにぎわっている。市民や観光客が安心して楽しむことができるよう、安全・安心な環境づくりや歩きやすい歩行者空間の形成などに取り組む地区

Ⓓ



流川通りの夜景



薬研堀通りの夜景

横川駅周辺地区

駅前広場の整備に伴い活発化している地元のまちづくり活動、若い人たちの手による芸術文化活動などと連携し、「レトロでハイカラ」な雰囲気を醸し出す景観づくりを進める地区



横川駅



横川商店街

西広島駅周辺地区

西広島駅を中心に、公共交通の要衝として駅の*自由通路や周辺地区の整備も進められており、地域の活性化やにぎわいのある景観づくりを進める地区



西広島駅



駅前広場

イ デルタ周辺部

旧街道周辺地区（草津、可部など）

旧街道を中心に、当時の面影を残す木造建築物が点在し、市内でも数少ない歴史的な街並みが残っており、地元のまちづくり活動も盛んに行われている。今後も、これらの歴史的建造物の適切な保全・活用や、まちづくり活動を持続、発展させることにより、こうした街並みを保全し、歴史を感じさせる景観づくりを進める地区



草津の街並み



可部の街並み

三滝地区

室町時代末期に建立されたとされる三瀧寺多宝塔や、広島藩の薬草園であった日涉園跡などの歴史的・文化的な資源、三瀧寺境内の豊かな自然環境などを生かした景観づくりを進める地区



三瀧寺（本堂）



三瀧寺（多宝塔）

古川水鳥緑道地区

古川は太田川の支川で、河川内には様々な植物が生育し多くの種類の鳥類が飛来するなど、自然度の高い河川であり、市民との協働による自然環境の保全や魅力ある川づくりの推進などにより、自然と共に存した景観づくりを進める地区

①



平成橋付近



松原橋付近

太田川リバーフロント地区

可部地区からデルタに至るまでの太田川は河川幅員が広く、開放的な空間が広がっており、建築物の形態や色彩、屋外広告物の大きさやデザインなどがこの空間の広がりをさえぎることのないよう、開放感のある景観づくりを進める地区

②



太田川

太田川河川敷
(山陽自動車道安佐大橋付近)

瀬野川リバーフロント地区

瀬野川河川敷には遊歩道や親水空間が整備され、自然とのふれあいにより楽しく遊び、学べる空間づくりが進められており、河川を取り巻く良好な環境を保全し、それを生かした景観づくりを進める地区

③



瀬野川河川敷(遊歩道)



瀬野川河川敷(親水空間)

八幡川リバーフロント地区

川土手の桜並木や菜の花の広がる春の風景が地域の人々に親しまれており、こうした住民の心に根ざした貴重な地域資源である八幡川の自然とその周辺の良好な景観の保全に取り組む地区

④



八幡川河川敷(国道2号付近)



八幡川河川敷(新落合橋付近)

	<p>井口・商工センター地区</p> <p>商業・業務機能などの*都市機能の集積を図るとともに、敷地内緑化や建築物の改修・更新などの際の景観誘導など、充実した*都市基盤を生かした個性と個性とにぎわいのある景観づくりを進める地区</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 325 774 572">  </div> <div data-bbox="870 325 1230 572">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="520 572 668 601">商工センター</div> <div data-bbox="986 572 1117 601">アルパーク</div> </div>
	<p>古市・大町地区</p> <p>JR可部線と*アストラムラインの乗り換え駅である大町駅を中心に、区役所等の中枢機能が集積する地区となっており、これら*都市機能を生かした個性と活力のある景観づくりを進める地区</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 810 774 1057">  </div> <div data-bbox="870 810 1230 1057">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="504 1057 684 1087">古市・大町地区</div> <div data-bbox="997 1057 1108 1087">安川緑道</div> </div>
	<p>緑井地区</p> <p>本市における主要な自動車交通の結節点であり、*市街地再開発事業などによる商業・アミューズメント機能の集積など、*都市機能の高度化が進んでおり、これらを中心とした景観づくりを進める地区</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 1304 774 1551">  </div> <div data-bbox="870 1304 1230 1551">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="541 1551 647 1581">緑井地区</div> <div data-bbox="970 1551 1129 1581">JR緑井駅周辺</div> </div>
	<p>高陽地区</p> <p>人口3万人を超える大規模住宅団地における街並み景観や、地区センターを中心とした*都市機能の集積、JRや路線バスなどの交通結節機能を併せ持つ地区となっており、生活者の視点に立った景観づくりを進める地区</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 1792 774 2039">  </div> <div data-bbox="870 1792 1230 2039">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="490 2039 695 2068">高陽ニュータウン</div> <div data-bbox="870 2039 1243 2068">高陽ニュータウン・地区センター</div> </div>

船越地区

JR山陽本線と呉線が接続する海田市駅に近接した公共交通の要衝であり、区役所等の中核機能が集積する地区であるとともに、かつての*西国街道沿いの古い街並みも残っており、新旧が融合した地域としての特色や親しみある景観づくりを進める地区

⑥



安芸区役所



*西国街道沿いの街並み

五日市地区

JR山陽本線と広島電鉄宮島線が接続する五日市駅を中心とした、公共交通の要衝であり、区役所等の中核機能が集積する地区であるとともに、コイン通りなどの商店街ではまちづくり活動も盛んであり、地域の特色づくりや活性化を促す景観づくりを進める地区

⑦



五日市駅周辺



コイン通り

国道54号佐東地区

広告看板や企業イメージを強く打ち出すデザインの郊外型の大型商業施設等の建築物が集積し、秩序ある一体的な景観形成の視点から課題の残る景観となっており、今後、電線類の地中化や植樹帯の整備等の道路空間整備とともに、これと調和した沿道の景観づくりを進める地区

⑧



郊外型大型商業施設の集積



近接する古川水鳥緑道

住宅団地地区*

(※ 主にはデルタ周辺部に位置していますが、一部田園地域のものを含みます。)

*景観協定や*建築協定、*地区計画制度などの景観誘導手法を活用し、緑化などによる豊かで特色ある居住空間を形成することにより居心地がよく心安らぐ景観づくりを進める地区

⑨



沿道緑化(彩が丘)



スカイレール(みどり坂)

ウ 田園地域

湯来温泉・湯の山温泉地区

恵まれた豊かな自然環境の保全を図るとともに、新たな交流施設や自然を生かした歴史ある温泉地としての観光促進、おもてなしの雰囲気づくりに取り組む地区



湯来温泉



湯の山温泉

鈴張の棚田地区

安佐町鈴張地区の山あいに、幾重にも広がる棚田は、中国山地につながる山間部の田園風景を代表する貴重な景観資源であり、その保全により、心いやされるのどかな景観づくりを進める地区



棚田



棚田と集落

阿戸町里山あーと村地区

安芸区阿戸町の市有林とその周辺の農地を活用して、都市住民と地域住民との交流・協働により農林業体験施設ができる限り手づくりで整備し、里山に触れ、農業を体験できる場の確保を図るとともに、豊かな自然環境の保全と再生に取り組む地区



里山あーと村



「里山あーと村」でのジャズライブ

太田川中流域地区

大部分を緑濃い山地が占め、川はその谷あいを蛇行し、可部地区から南側の太田川下流部とは異なる景観を呈している。こうした豊かな自然環境を守るとともに、美しい森林・河川景観の保全に取り組む地区



筒瀬橋



宇賀峠

工 島しょ部

元宇品地区

温暖な瀬戸内海式気候の原植生や自然海岸が残り、憩いやレジャーの場として親しまれており、豊かな自然環境とホテルや港湾施設などの人工物との調和に配慮した景観づくりを進める地区（ほぼ全域が瀬戸内海国立公園に指定）

(Y)



元宇品



宇品燈台

似島地区

瀬戸内海国立公園に指定されている「安芸小富士」の美しい姿は、瀬戸内海を意識させる象徴的な存在として多くの市民に親しまれており、自然環境との調和や地域の活性化を促す景観づくりを進める地区

(Z)



似島



広島港から見た「安芸小富士」

